

定 款

(2019年5月18日)

特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会（略称 NPO法人東京都日中友好協会）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公益社団法人日本中国友好協会に加盟し、日中共同声明と日中平和友好条約の掲げる精神及び原則、並びに東京都―北京市友好都市提携の趣旨に基づき、首都東京において思想・信条・政党政派のいかんにかかわらず、日中両国国民の相互理解と友好を増進し、日中両国及びアジアと世界の平和確立に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。
国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 東京都―北京市友好都市提携の発展に関すること。
- (2) 中国事情と文化の研究及び紹介に関すること。
- (3) 日本事情と文化の中国への紹介に関すること。
- (4) 機関紙（日本と中国）の発行など、広報活動に関すること。
- (5) 政治、経済、文化、教育、スポーツなど各分野にわたる交流の促進に関すること。
- (6) 中国事情及び歴史、文化などについて理解を深めるための、会員の中国訪問への協力に関すること。
- (7) 日本事情に関する理解を深めるための、中国からの訪日団受け入れに関すること。
- (8) 中国語普及に関すること。
- (9) 在日華僑並びに中国人留学生との交流に関すること。
- (10) 中国帰国者支援に関すること。

2 この法人は、次のその他の事業を行う。
コンサート
寄付された物品、日中記念グッズの販売事業、ホームページへの広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に当てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して直接またはこの法人と連携する地域の日中友好協会を通して入会した個人、並びに法人。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、この法人を賛助する個人。

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、直接または本会に連携する地域の日中友好協会を通して会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 賛助会員の入会は、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、第1項、第3項、第4項に掲げる正会員に関する規定に準じるものとする。
- 6 正会員は、この法人の目的を達成するため、機関紙を購読することに努めること。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、前項の規定に準じるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣言を受けたとき、または法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

- 2 賛助会員は、前1項の規定に準じるものとする。

(退会)

第10条 正会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 賛助会員は、前項の規定に準じるものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 40人以上80人以内
- (2) 監事 2人

(役職者及び定数)

第13条 この法人に次の役職者を置く。

会 長	1名
常務副会長	若干名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常務理事	若干名

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 第13条に掲げる役職者は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 6 理事を増員する場合は、理事会の議決事項として正会員の中から選任する。但し、直近の総会において承認を得るものとする。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務副会長は会長を補佐し、会長に支障があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順によって、その職務を代行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務の執行を主宰する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 7 常務理事は、理事の業務の執行を円滑に行うため、理事会の付託に基づき日常の業務を執行する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、または、理事会の招集を請求すること。
 - (4) 第1号及び第2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会あるいは総会または所轄庁に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任

者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事のうち、その定数の 3 分の 1 を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

- 2 監事のうち、1 人が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 この法人の役員は、報酬を受けることができないものとする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第 20 条 この法人に、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、総会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるとともに理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、第 16 条第 1 項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

(名誉会長、名誉顧問)

第 21 条 この法人に、名誉会長、名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉顧問の委嘱については、第 20 条第 2 項の規定に準じるものとする。
- 3 名誉会長、名誉顧問の任期は、第 16 条第 1 項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

(参与)

第 22 条 この法人に、参与若干名を置く。

- 2 参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 参与は、その専門分野における知識と経験を生かして、この法人の業務の執行に寄与する。
- 4 参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 参与の任期は、第 16 条第 1 項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

第4章 会議

(種別)

第 23 条 この法人の会議は、総会、理事会、常務理事会及び常務執行会議の 4 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任または解任、職務
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 60 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) そのほか運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 26 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第 15 条第 8 項第 5 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 あらかじめ通知しない事項についても、出席した正会員の 2 分の 1 以上から発議があれば、その事項について審議し、議決することができる。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 34 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 35 条 理事会は、毎年 2 回開催するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、第 15 条第 8 項第 3 号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の場合にはその日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、書面若しくは、電磁的方法によるその旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印または署名しなければならない。

(常務理事会の構成)

第 41 条 常務理事会は、第 13 条に掲げる役職者をもって構成する。

(常務理事会の権能)

第 42 条 常務理事会は、理事会の付託に基づき、理事会に代わってこの法人の業務の執行に関して審議し、業務を遅滞なく執行する。

2 常務理事会のもとに、必要に応じて専門委員会、部会を設けることができる。

(常務理事会の開催、招集)

第 43 条 常務理事会は、業務執行の必要に応じて適時、開催する。

2 常務理事会は、理事長が、会長と協議のうえ招集する。

3 常務理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(常務理事会の議長)

第 44 条 常務理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(常務理事会の審議等)

第 45 条 常務理事会の審議事項及び執行した業務に関しては、理事会の承認を得なければならない。

(常務執行会議の構成)

第 46 条 常務執行会議は、第 13 条に掲げる役職者のうち、会長、常務副会長、理事長、副理事長をもって構成する。

(常務執行会議の権能)

第 47 条 常務執行会議は、常務理事会の付託に基づき、この法人の業務の執行に関して審議する。

(常務執行会議の開催、招集)

第 48 条 常務執行会議は、業務執行の必要に応じて、適時開催する。

2 常務執行会議は、理事長が、会長と協議のうえ招集する。

3 常務執行会議を招集するときは、開催の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(常務執行会議の議長)

第 49 条 常務執行会議の議長は、理事長がこれにあたる。

第5章 資産

(構成)

第 50 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第 51 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の 2 種とする。

(管理)

第 52 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第 53 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

2 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 54 条 この法人の会計は次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第 55 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 56 条 この法人の事業計画に伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 57 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 58 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 59 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 60 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れそのほか新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 61 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第 62 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の承認の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 63 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 64 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存

する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第65条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第66条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第67条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
3 事務局長及び職員には給与を支給する。

(職員の任免)

第68条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第69条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第70条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。(2000年4月10日成立)
- 2 この法人の設立当初の役員及び役職者は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員及び役職者の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から成立後最初の総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から始まり、成立後最初の3月31日に終わる。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第53条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。

(別表)

設立当初の役員及び役職者名簿

会 長	貫洞 哲夫	常務理事	比留間 邦助	理 事	秋元 政江
副会長	上山 英介	常務理事	廣瀬 達志	理 事	中山 美智子
副会長	木村 茂	常務理事	石原 清助	理 事	鈴木 光子
副会長	西園寺 一晃	常務理事	坂梨 昌弘	理 事	風間 幹雄
副会長	坂部 三次郎	常務理事	三宅 進	理 事	佐藤 進
副会長	清水 正夫	理 事	加藤 秀治郎	理 事	慶林坊 誠
副会長	杉本 寛	理 事	笹本 直衛	理 事	中沢 信平
副会長	村岡 久平	理 事	須田 ウメ	理 事	小澤 恒夫
副会長	平野 忠嘉	理 事	松原 忠義	理 事	鈴木 宏
副会長	古島 琴子	理 事	大和久 常雄	理 事	山村 文子
理事長	古川 万太郎	理 事	山田 五郎	監 事	荒井 金雄
副理事長	有座 猛	理 事	石井 恵子	監 事	矢崎 久雄
副理事長	石内 展行	理 事	内田 卓志		
副理事長	片岡 健	理 事	佐野 恒郎		
副理事長	小山 堯	理 事	斉藤 和弘		
副理事長	酒井 誠	理 事	永島 陸郎		
副理事長	坂田 和子	理 事	野口 廣		
副理事長	牧田 安夫	理 事	矢島 良彰		
副理事長	松井 幸雄	理 事	出口 治三		
副理事長	丸山 隆司	理 事	河野 章		
副理事長	山海 保	理 事	吉川 信一		
常務理事	阿部 裕	理 事	森谷 清		
常務理事	池田 禮子	理 事	石井 節		
常務理事	石田 昌三九	理 事	石川 英子		
常務理事	市川 喜三郎	理 事	伊藤 豊子		
常務理事	岡嶋 昭治	理 事	町田 文子		
常務理事	片岡 公正	理 事	黒沼 茂治		
常務理事	金久保 綾子	理 事	高橋 玉樹		
常務理事	金丸 千尋	理 事	水島 豊		
常務理事	河内 栄一	理 事	森山 光伸		
常務理事	木下 政明	理 事	大村 作蔵		
常務理事	木村 誠次	理 事	北島 一巳		
常務理事	小林 雅昭	理 事	鈴木 美緒		
常務理事	佐伯 利昭	理 事	関口 要蔵		
常務理事	重田 吉宏	理 事	吉田 綱雄		
常務理事	関口 美恵子	理 事	竹内 隆治		
常務理事	高野 勇一	理 事	苮木 智治		
常務理事	滝口 忠雄	理 事	浜口 猛比古		
常務理事	田中 資起	理 事	村山 保太郎		
常務理事	中野 修	理 事	川添 黎		
常務理事	中村 勇	理 事	三好 敏		
		理 事	尾崎 隆信		

(別表)

入会金及び会費一覧表

		入会金	会費
正会員	個人	1,000円	(年額) 9,000円
	法人	10,000円	(年額1口) 50,000円
賛助会員	個人	5,000円	(年額) 20,000円
	団体	5,000円	(月額) 3,000円

附 則

この定款は、2000年7月8日から施行する。

附 則

この定款は、2009年12月9日から施行する。

附 則

この定款は、2011年11月18日から施行する。

附 則

この定款は、2015年12月24日から施行する。

附 則

この定款は、2018年6月2日から施行する。

附 則

この定款は、2018年10月2日から施行する。

附 則

この定款は、2019年5月18日から施行する。

(規則細則、その4)

認定NPO法人東京都日本中国友好校協会事務局職員給与規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、事務局職員就業規則第33条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を規定する。

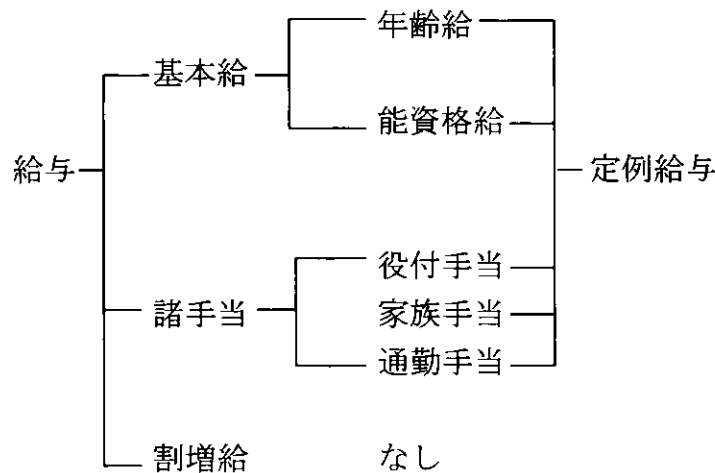
(適用範囲)

第2条 この規定は、職員就業規則第3条に定める職員に適用する。

2 嘱託、その他臨時に採用された者の給与に関する事項は、別に定める。

(給与の体系)

第3条 給与の体系は、次のとおりとする。



第2章 給与

(計算期間)

第4条 給与は、前月16日を起算日、当月15日を締切日とする1か月間（以下「月度」という）について計算する。

(給与の支払日および支払方法)

第5条 給与の支払日は、毎月20とする。但し、当日が休日にあたるときはその前日に繰り上げる。

2 給与は、全額通貨をもって支払う。

(給与の控除)

第6条 次に掲げるものは、給与支払の際控除する。

(1) 給与所得税

- (2) 地方税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) その他法令で定めるもの

(日割り計算)

第7条 給与締切期間の中途において採用または退職した者の給与は、下記の日割り計算式によって算出した日割り計算額により支払う。

月 額 給 与

日割り計算の額＝

その月度の所定勤務日数

(10円未満の端数計算)

第8条 給与計算上10円未満の端数を生じた場合は、これを10円に切り上げる。

(非常時払い)

第9条 職員が、次の各号の一に該当し、その請求があった場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、既往の勤務に対する給与をその都度支払う。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人が退職し、または解雇されたとき
- (3) 本人または妻の出産のための費用を要するとき
- (4) 本人または家族の結婚、葬儀、天災その他の災厄もしくは負傷疾病のための費用を要するとき
- (5) 本人または家族がやむを得ない事由により1週間以上帰郷するとき
- (6) その他協会事務局がやむを得ないと認めたとき

(給与を支給しない場合)

第10条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、その休業した期間または時間に対する給与を支給しない。

- (1) 勤務規定第15条の入場禁止、または退場命令に伴う不就業
- (2) 勤務規定第36条の出勤停止に伴う不就業
- (3) 協会事務局の指示に基づかない就業または不就業

(年次有給休暇の取扱い)

第11条 勤務規定第19条に定める年次有給休暇については、基本給計算上、所定就業時間就業したものとして取り扱う。

(役付手当)

第12条 職員の職務上の地位と責任に応じて、管理職者および同等待遇者に

月当たり次の役付手当を支給する。

事務局長 20,000円

事務局次長 10,000円

事務局主任 5,000円

(欠勤などの場合の取り扱い)

第13条 前条に定める役付手当は、職員がその年度の全所定就業日を欠勤した場合は支給しない。

(月の途中における昇格、就任など)

第14条 月の途中で、職務上の上位の地位に就任した場合は、役付手当は、原則として新しく適用される役付手当を支給する。

(昇給)

第15条 昇給は、基本給について行うものとする。

2 昇給は、定期昇給とし、協会の業績および各人の人物、技能、勤務成績などにより基準額につき、考課の上決定する。

3 定期昇給は、所定の経過期間を超えた者について毎年1回4年度の給与をもって行う。

4 次の各号の一に該当する者については、当該期に限り昇給を行わないことがある。

(1) 休業または採用後の就業日数が所定の期日に満たない者

(2) 著しく技能が低い者または著しく勤務成績もしくは素行が低い者

(3) 懲戒処分を受けた者

(家族手当)

第16条 職員が、次の各号に掲げる同居の家族を扶養しているときは、家族手当を支給する。

(1) 配偶者

(2) 満18歳未満の子

(3) 満60歳以上の父母および祖父母

(4) 障害者

(家族手当の額および支払い)

第17条 家族手当の額は、月額次のとおりとする。

(1) 配偶者 10,000円

(2) 配偶者以外の者1人につき 5,000円

2 前項の家族手当は、その年度の19日現在の扶養家族につき支払うものとし、その年度の全就業日を欠勤した場合はこれを支給しない。

(扶養家族の届け出)

第18条 扶養家族に異動を生じた場合は、所定の書式に異動の事実を証明す

る書類を添付し、2週間以内に届け出なければならない。前項の届け出を怠った場合は、増額の部分については過払い分を返還しなければならない。

(通勤手当の支給基準)

第19条 公共交通機関及び自転車、バイクを利用して通勤する者については、通勤手当を支給する。但し、片道の距離が2km未満の場合には支給しない。

(通勤手当の支給額)

第20条 支給額は、次のとおりとする。

公共交通機関利用の着合は、非課税限度内での実費、但し、交通機関については1か月の定期代をもって計算の基礎とし、最低料金のもを適用することを原則とする。

バイク利用の場合 月額4,000円

自転車利用の場合 月額2,000円

2 前項の通勤手当は、その月度の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。

第3章 賞 与

(賞与の区分)

第21条 賞与を分けて、夏季賞与と冬季賞与とし、夏季賞与については前年11月20日から支給日まで、冬季賞与については5月20日から支給日まで在籍する職員にこれを支給する。

(賞与の算定基礎期間および支給日)

第22条 夏季賞与の算定基礎期間は、前年の11月20日から毎年5月19日まで、冬季賞与の算定基礎期間は、当年の5月20日から11月20日までとする。夏期賞与は7月に、冬季賞与は12月に支給する。

第23条 賞与は夏季、冬季とも基本給の2か月分を限度とし、算定基礎期間における協会の業績と算定基礎期間中における各職員の勤続、勤怠、勤務成績などを勘案して査定する。但し、協会の業績が極めて悪く支払い能力がない場合には、支給しないことがある。賞与算定時における出勤率の算定に当たっては、勤務規定第20条の特別休暇のうち結婚休暇、服喪休暇、配偶者出産の場合の休暇および生理休暇、業務上の傷病による休業日については出勤扱いとし、休業日数に含めない。

付則

1. この規定は、2012年6月21日から実施する。

(1) 年即和衣

年齢	金額
18歳	89,900
19歳	90,200
20歳	90,500
21歳	90,800
22歳	91,100
23歳	91,400
24歳	91,700
25歳	92,000
26歳	92,300
27歳	92,600
28歳	92,900
29歳	93,200
30歳	93,500
31歳	93,800
32歳	94,100
33歳	94,400
34歳	94,700
35歳	95,000
36歳	95,300
37歳	95,600
38歳	95,900
39歳	96,200
40歳	96,500
41歳	96,800
42歳	97,100
43歳	97,400
44歳	97,700
45歳	98,000
46歳	98,300
47歳	98,600
48歳	98,900
49歳	99,200
50歳	99,500
51歳	99,800
52歳	99,800
53歳	99,800
54歳	99,800
55歳	99,800
56歳	99,800
57歳	99,800
58歳	99,800
59歳	99,800
60歳	99,800

(2) 概算賃格和衣

等級	1号級	2号級	3号級	4号級	5号級	6号級	7号級	8号級	9号級	10号給
昇格	0	5,740	16,040	3,080	4,020	5,400	6,670	13,835	17,495	21,400
ピッチ	220	220	220	290	380	490	510	640	780	780
0号	42,500	51,320	70,440	79,680	91,820	107,860	128,250	156,365	191,780	235,020
1号	42,720	51,540	70,660	79,970	92,200	108,350	128,760	157,005	192,560	235,800
2号	42,940	51,760	70,880	80,260	92,580	108,840	129,270	157,645	193,340	236,580
3号	43,160	51,980	71,100	80,550	92,960	109,330	129,780	158,285	194,120	237,360
4号	43,380	52,200	71,320	80,840	93,340	109,820	130,290	158,925	194,900	238,140
5号	43,600	52,420	71,540	81,130	93,720	110,310	130,800	159,565	195,680	238,920
6号	43,820	52,640	71,760	81,420	94,100	110,800	131,310	160,205	196,460	239,700
7号	44,040	52,860	71,980	81,710	94,480	111,290	131,820	160,845	197,240	240,480
8号	44,260	53,080	72,200	82,000	94,860	111,780	132,330	161,485	198,020	241,260
9号	44,480	53,300	72,420	82,290	95,240	112,270	132,840	162,125	198,800	242,040
10号	44,700	53,520	72,640	82,580	95,620	112,760	133,350	162,765	199,580	242,820
11号	44,920	53,740	72,860	82,870	96,000	113,250	133,860	163,405	200,360	243,600
12号	45,140	53,960	73,080	83,160	96,380	113,740	134,370	164,045	201,140	244,380
13号	45,360	54,180	73,300	83,450	96,760	114,230	134,880	164,685	201,920	245,160
14号	45,580*	54,400*	73,520	83,740	97,140	114,720	135,390	165,325	202,700	245,940
15号	45,800	54,600	73,740	84,030	97,520	115,210	135,900	165,965	203,480	246,720
16号	45,980	54,800	73,960	84,320	97,900	115,700	136,410	166,605	204,260	247,500
17号	46,180	55,000	74,180	84,610	98,280	116,190	136,920	167,245	205,040	248,280
18号	46,380	55,200	74,400	84,900	98,660	116,680	137,430	167,885	205,820	249,060
19号	46,580	55,400	74,620	85,190	99,040	117,170	137,940	168,525	206,600	249,840
20号	46,780	55,600	74,840	85,480	99,420	117,660	138,450	169,165	207,380	250,620
21号	46,980	55,800	75,060	85,770	99,800	118,150	138,960	169,805	208,160	251,400
22号	47,160	56,000	75,280	86,060	100,180	118,640	139,470	170,445	208,940	252,180
23号	47,340	56,160	75,500	86,350	100,560	119,130	139,980	171,085	209,720	252,960
24号	47,520	56,340	75,720	86,640	100,940	119,620	140,490	171,725	210,500	253,740
25号	47,700	56,520	75,940	86,930	101,320	120,110	141,000	172,365	211,280	254,520
26号	47,880	56,700	76,160	87,220	101,700	120,600	141,510	173,005	212,060	255,300
27号	48,060	56,880	76,380	87,510	102,080	121,090	142,020	173,645	212,840	256,080
28号	48,240	57,060	76,600*	87,800*	102,460*	121,580*	142,530*	174,285*	213,620*	256,860
29号	48,400	57,220	76,800	88,064	102,806	122,026	142,994	174,867	214,330	257,640
30号	48,560	57,380	77,000	88,328	103,152	122,472	143,458	175,449	215,040	258,420
31号	48,720	57,540	77,200	88,592	103,498	122,918	143,922	176,031	215,750	259,200
32号	48,880	57,700	77,400	88,856	103,844	123,364	144,386	176,613	216,460	259,980
33号	49,040	57,860	77,600	89,120	104,190	123,810	144,850	177,195	217,170	260,760
34号	49,200	58,020	77,800	89,384	104,536	124,256	145,314	177,777	217,880	261,540
35号	49,360	58,180	78,000	89,648	104,882	124,702	145,778	178,359	218,590	262,320*
36号	49,500	58,320	78,180	89,886	105,194	125,104	146,196	178,883	219,230	263,030
37号	49,640	58,460	78,360	90,124	105,506	125,506	146,614	179,407	219,870	263,740
38号	49,780	58,600	78,540	90,362	105,818	125,908	147,032	179,931	220,510	264,450
39号	49,920	58,740	78,720	90,600	106,130	126,310	147,450	180,455	221,150	265,160
40号	50,060	58,880	78,900	90,838	106,442	126,712	147,868	180,979	221,790	265,870
41号	50,200	59,020	79,080	91,076	106,754	127,114	148,286	181,503	222,430	266,580
42号	50,340	59,160	79,260	91,314	107,066	127,516	148,704	182,027	223,070	267,290
43号	50,460	59,280	79,420	91,526	107,344	127,874	149,076	182,493	223,640	267,930

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	----------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
1.受取り会費 (入会金 56,000 円,正会員費 3,542,404 円 個人特別会費 230,000 円, 法人特別会費 536,000 円 活動賛助金 5,576,000 円)	9,940,404 円
2.受取寄附金	697,000 円
3.受取助成金	954,458 円
4.事業収入 (友好都市提携 13,000、広報活動 580,000、文化等交流事業 59,000、中国語普及事業 789,000、その他 86,071)	1,527,071 円
5.その他収益 (機関紙還付金 177,900、本部会費還付 25,000、 雑収入 117,189)	320,089 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	13,439,022 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
ナシ	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

ナシ

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
ナシ	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
ナシ					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	5,901,898円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 東京都日本中国友好協会	チェック欄
-----	-----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和3年4月1日～令和4年3月31日	52人	0人	0%	4人	7.6%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

佐藤一雄		理事		○								R1. 6. 28 就任
青木理枝		理事		○								R1. 6. 28 就任 R3. 6. 28 退任
鈴木由希		監事		○								R1. 6. 28 就任 R3. 6. 28 退任
小穴 源太郎		理事		○								R2. 6. 28 就任
小田嶋 喜八		理事		○								R2. 6. 28 就任
井上 正順		理事		○								R3. 6. 28 就任
島田 静香		理事		○								R3. 6. 28 就任
川田 璃々花		理事		○								R3. 6. 28 就任
小櫃 基		理事		○								R3. 6. 28 就任
莫 邦富		理事		○								R. 3. 8. 15 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	ノート手書き	毎日	7年
総勘定元帳	会計王 15NPO 使用 ルーズリーフ	月末	7年
仕訳日記帳	会計王 15NPO 使用 ルーズリーフ	3ヶ月に 1 回、月末	7年
入金伝票	単票形式	毎日	7年
出金伝票	単票形式	毎日	7年
振替伝票	単票形式	毎日	7年
給与台帳	エクセル使用のルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 東京都日本中国友好協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 東京都日本中国友好協会	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		✓				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(する)</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同意		(する)	しない
同意						
(する)	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 東京都日本中国友好協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ